

第14号様式（第8条関係）  
(その1)

5.3.31

受付

## 収支報告書

4 年分  
(令和 年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 (ふりがな)

おおほぐんいれんめい  
大島郡医師連盟

2 主たる事務所の所在地

奄美市名瀬塩浜町3番10号

3 代表者の氏名

向井 奉文

4 会計責任者の氏名

大野 郁夫

事務担当者の氏名

名城 辰郎

(電話)

0997-52-0598

(電話)

### 資金管理団体の指定の有無

有  
 無

公職の種類

資金管理団体の届出  
をした者の氏名

### 国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項  
第1号に係る国会議員関係政治団体  
 政治資金規正法第19条の7第1項  
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者  
の 氏 名

公職の種類

### 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

### 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

(その2)

## 収 支 の 状 況

前年の報告書を確認のうえ記載すること。  
繰越のない場合は「0」とすること。

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	A (①+②)	十億	百万	1 / 5 3 / 3
(前年からの繰越額)	①			1 / 3 3 / 3
(本年の収入額)	②			0
支 出 総 額	B			2 4 9 0 0
翌年への繰越額	A - B			8 8 4 1 3

## 2 収入項目別金額の内訳

## (1) 個人の負担する党費又は会費

金 領	十億	百万	千	円
員 数 (党費又は会費を納入した実人數を記載すること)				

## (2) 寄 附

ア 寄 附 (イ を 除 く。) の 区 分	金	額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億	百万	千 円
[ う ち 特 定 寄 附 ]			
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附			0 } 内訳は(その7)へ
(ウ) 政 治 团 体 か ら の 寄 附			0 }
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)			0 }
[ 寄 附 の う ち に よ る も の ]			内訳は(その8)へ
イ 政 党 国 名 寄 附			内訳は(その9)へ
合 計 (ア + イ)			0 }

法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取扱われるため、本欄ではなく、寄附の欄に記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額						備考
	十億	百万	千	円			
1 経常経費							
(1) 人件費							
(2) 光熱水費					24	900	
(3) 備品・消耗品費							
(4) 事務所費							
小計					24	900	① ((1)~(4)の合計)
2 政治活動費	十億	百万	千	円			
(1) 組織活動費							
(2) 選舉関係費							
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費							ア~エの合計を記載すること
ア 機関紙誌の発行事業費							
イ 宣傳事業費							
ウ 政治資金パーティー開催事業費							
エ その他の事業費							
(4) 調査研究費							
(5) 寄附・交付金							
(6) その他の経費							
小計							② ((1)~(6)の合計)
合計					24	900	①+②

→ 合計額が様式(その2)の支出総額(B)と一致すること。

内訳は様式  
(その14)へ  
※資金管理団体および国会議員  
関係政治団体のみ

内訳は様式  
(その15)へ

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳						項目別区分 光 热 水 費			
支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考		
署名捺印依頼書送付	1	万	百	1 0 5 0	4年4月25日	名瀬長浜簡易郵便局	名瀬長浜町14-10		
リ				4 6 0	4年6月10日	名瀬郵便局	名瀬幸町3-10		
リ				8 4 0	4年7月28日	朝仁簡易郵便局	名瀬朝仁新町19-9		
尾江彦代参議員議長就任祝賀				2 2 0 0 0	4年9月13日	株式会社読売鹿児島広告社	鹿児島市山下町16-17 BASE CIR 3F		
振込手数料				5 5 0	4年9月13日	奄美大島信用金庫 長浜支店	名瀬長浜町		
この頁の小計				2 4 9 0 0					
その他の支出				0					
合計				2 4 9 0 0					

- (備考) 1 資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。)に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
- 3 「支出の目的」の欄には、該当支出の目的を具体的に記載すること。
- 4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その17)

## 資産等の状況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭 証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

- (備考) 1 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「☑」を記入すること。  
 2 「有」に記入した場合、項目別に様式(その18)に内訳を記載すること。

(その20)

## 宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年3月28日

政治団体の名称 大島郡医師連盟

会計責任者の氏名 大野郁夫

代表者の氏名(解散団体のみ)

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。